

授業科目名	自治体法務 Municipal judicial affairs
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	月曜日・19:30-21:00
単位数	2単位
担当教員名	田中孝男 (Tanaka Takao)
授業の目的	自治体(地方公共団体)における法務のエキスパートを育成するため、自治体における法務実務に関連する基本的内容の修得を図る。
履修条件	自治体へのエクスターンシップを希望する者は受講が望ましい。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	オリエンテーションの後、地方自治に関する組織財務の基本法制の確認から始め、条例制定(条例案立案)、法の執行実務(契約書審査を含む)、争訟実務に関する事例の検討を中心に、大規模自治体における初任の法規事務専任職員に求められる知識・技能と同程度の知識・能力を修得する。 This course examines japanese municipal judicial affairs.
授業計画	第1回 オリエンテーション 第2回 制度的基礎 I (事務論、議会制度その他の自治体の組織・機関の法制) 第3回 制度的基礎 II (財務法制並びに住民監査請求・住民訴訟) 第4回 条例立案 I (法制執務及び条例制定権論) 第5回 条例立案 II (規制的条例の新規制定) 第6回 条例立案 III (条例と法律の抵触) 第7回 条例立案 IV (条例の一部改正・改め文方式) 第8回 執行管理 I (執行管理作用統制-計画・行政基準管理) 第9回 執行管理 II (執行活動作用管理—許認可等権力的活動の裁量統制) 第10回 執行管理 III (情報公開・個人情報保護—審査請求対応事務を含む) 第11回 執行管理 IV (財務活動の法的統制—補助金、契約の内容及び手続、公有財産管理) 第12回 争訟管理 I (地方税争訟、国民健康保険料・介護保険料等争訟) 第13回 争訟管理 II (人事争訟—人事管理法務を含む) 第14回 争訟管理 IV (一般行政事件訴訟法務・国家賠償等法務) 第15回 争訟管理 V (行政主体・公的主体間の紛争処理—国地方係争処理等を含む)
授業の進め方	授業は、事例等に係る質疑応答で構成する。重要な最高裁判決が出たときは、授業計画を変更して、当該判決の分析検討を行う。
教科書及び参考図書等	この科目全体を扱うテキストは存在しない。地方自治法(財務法の詳細を除く)に関しては、宇賀克也『地方自治法概説(第6版)』(有斐閣、2015)があり、同書の知識は必須とする。その他必要な文献については、オリエンテーションにおいて提示する。

試験・成績評価等	単位認定は、①出席(欠席1回につき5点減点)及び質疑応答の状況(50%)と、②期末試験(50%)により行う。これらをあわせて、100点満点として60点以上のときに単位認定とし、相対評価(優:3割、良:4割)にも配慮して成績判定を行う。3回を超えて欠席した場合、期末試験(追試験を含む)を受験しなかった場合には、いわゆる公休となるときのほかは、理由の如何を問わず単位を認めない。
事前学習	指定した授業回に係る事前学習用レジュメを用意するので、レジュメ記載の質問項目等に沿って学習をお願いします。
課題レポート等	条例立案については規制的条例案の作成を、執行管理・争訟に関しては情報公開に関わる審査請求の裁決書(案)の起案及び契約書の審査(=添削)を課題とする予定。
オフィスアワー	後期、六本松のキャンパスには月曜日及び木曜日6時限目に出校するので、その前後をオフィス・アワーとする。可能であれば、事前にメールなどで面談時間を確定させていただきたい。
その他	